

佐賀県規則第11号

佐賀県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県証紙条例施行規則（昭和39年佐賀県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(電子情報処理組織を使用して行う申請等に係る収入の方法)</p> <p>第3条の2 証紙条例第2条第1項ただし書の規則で定める方法は、<u>同項ただし書</u>の申請等を行うことにより得られた納付情報による収入の方法とする。</p>	<p>(証紙によらない収入の方法)</p> <p>第3条の2 証紙条例第2条第1項ただし書の規則で定める方法は、<u>同項第1号</u>の申請等を行うことにより得られた納付情報による収入の方法又は同項第2号の指定納付受託者からの納付による収入の方法とする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。